

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します

現在交付されている国民健康保険被保険者証の有効期限は令和7年7月31日までです。

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付しますので、令和7年8月1日からは、「マイナ保険証（※1）」または「資格確認書」で医療機関・薬局を利用してください。

なお、加入状況等については、6月16日時点でデータ作成していますので、この日以降に異動の届出（市外へ転出・社会保険加入・住所変更など）をされ、届出前の資格確認書が届いた場合は返却してください。（資格情報のお知らせは返却不要です。）

※1 マイナ保険証：健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード

マイナ保険証をお持ちの方

医療機関・薬局に設置されているカードリーダーにマイナ保険証を置いて保険資格の確認を行います。



<イメージ図>

◆◆ 資格情報のお知らせを送付します ◆◆

マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを送付しますので、資格情報を確認し、大切に保管してください。

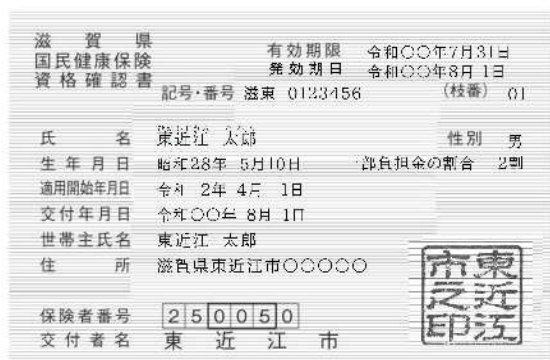
右下の切り取り線部分は、マイナ保険証がカードリーダーで読み取れない場合等に、マイナ保険証と合わせて提示することで受診することができますので、切り取ってご利用ください。

※ 70歳以上の方は所得に応じて負担割合が変わるため、記載内容の有効期限は令和8年7月31日まで、または75歳の誕生日前日までとなります。



マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書にて保険資格の確認を行います。



<イメージ図>

※ 発効期日及び一部負担金の割合は70歳以上の方にのみ記載されます。

◆◆ 資格確認書（桃色）を送付します ◆◆

マイナ保険証をお持ちでない方（※2）には、資格確認書（桃色）を送付します。病院を受診する時などは、これまでの被保険者証と同様に、窓口で資格確認書を提示してください。

有効期限は令和8年7月31日まで、または75歳の誕生日前日までです。

※2 マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難で、事前に資格確認書交付申請書を提出されている場合も含まれます。

⚠️ ご注意ください

「資格情報のお知らせ」は普通郵便で、「資格確認書」は簡易書留で、世帯分をまとめて送付します。
同世帯にそれぞれの送付対象者がいる場合は、別々に届きますのでご了承ください。

国民健康保険に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は
令和7年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

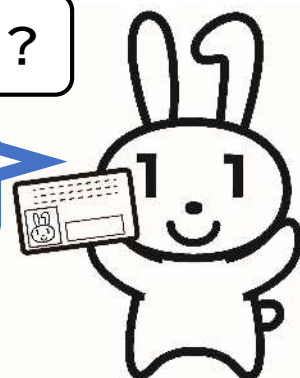
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！



マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

